

広島県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年一月十九日までの間、縦覧に供する。
平成二十四年一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 道路の種類
一般国道
- 二 路線名
三七五号
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考	
	新	旧				
三次市作木町香淀字唐谷一四五七番四地先から 三次市作木町香淀字唐香一〇六八番一一地先 まで	〇 〽 二四・六	四・〇〇〽 一七・〇〇〽	一二・二二〇 二四・六	五〇五・五〇	五〇五・五〇	拡幅 一般国道四三 三号及び一般 国道四二四号 と重複

- 一 道路の種類
一般国道
- 二 路線名
四三三号
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考

三 次 市 作 木 町 香 淀 字 唐 香 一 〇 七 四 番 一 地 先 か ら 三 次 市 作 木 町 香 淀 字 唐 谷 一 四 五 八 番 一 地 先 ま で	
新	旧
〇 ノ 二 四 ・ 六	四 ・ 〇 〇 ノ 一 七 ・ 〇 〇
五 〇 五 ・ 五 〇	五 〇 五 ・ 五 〇
拓 幅 一 般 国 道 三 七 五 号 及 び 一 般 国 道 四 三 三 号 と 重 複	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三四号

三 道路の区域

区	間
三 次 市 作 木 町 香 淀 字 唐 香 一 〇 七 四 番 一 地 先 か ら 三 次 市 作 木 町 香 淀 字 唐 谷 一 四 五 八 番 一 地 先 ま で	
新	旧
〇 ノ 二 四 ・ 六	四 ・ 〇 〇 ノ 一 七 ・ 〇 〇
五 〇 五 ・ 五 〇	五 〇 五 ・ 五 〇
拓 幅 一 般 国 道 三 七 五 号 及 び 一 般 国 道 四 三 三 号 と 重 複	